串間市SNS活用観光情報発信業務に係る 公募型プロポーザル募集要項

令和4年6月串 間 市

募集要項

1 業務名称

串間市SNS活用観光情報発信業務

2 業務の目的

串間市内には都井岬をはじめとして多くの観光資源や観光施設が存在しており、これらの観光コンテンツは串間へ旅行する際の目的となっているが、更なる誘客を促進するためには認知度向上の取組が重要である。この業務は、SNSで強い発信力を持つインフルエンサーが串間市の観光の魅力を発信することで、当市観光コンテンツの知名度を向上させることを目的とする。

3 業務の期間

契約を締結した日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

別紙1の「串間市SNS活用観光情報発信業務委託仕様書」に示す項目について実施する。 その他、業務の目的達成に有益な独自の項目を追加することも可能とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、以下のA又はBの条件に該当する者とする。

- A. 串間市へ広告業務の入札指名願いを提出している者
- B. 以下に掲げるすべての要件を満たす者
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ② 暴力団でないこと、または暴力団もしくは暴力団の構成員の統制の下にあるものでないこと。
 - ③ 団体の主な活動目的が、宗教活動や政治活動、選挙活動でないこと。
 - ④ 国税及び地方税の滞納がないこと。

6 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和4年5月18日	選定委員会設置		
令和4年6月2日 ~ 6月8日	第1回選定委員会(書面)		
	募集要項等策定		
令和4年 6月8日~ 6月10日	公募開始		
令和4年 6月10日~ 6月16日	質疑受付期間		
令和4年 6月10日~ 6月17日	質疑回答		
令和4年 6月20日	参加申込書類の提出期限		
令和4年 6月21日~ 7月6日	第2回選定委員会(書面)		
	参加表明書審査		
令和4年 7月6日	企画提案書類の提出期限		
令和4年 7月7日~ 7月13日	プレゼンテーション及び審査		
	受注者決定		
令和4年 7月中旬	委託契約		

7 プロポーザル募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

① 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- 1) 質問方法:質問書(様式1)を記入した上で、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。
- 2) 電子メールアドレス: kanko@city. kushima. lg. jp
- 3) 電子メールの件名: 串間市SNS活用観光情報発信業務質問書(事業者名)
- 4) 質問受付期間:令和4年6月10日(金)から6月16日(木)17時15分まで

② 質問の回答

質問事項への回答は、令和4年6月17日(金)までに電子メールで回答する。 なお、質問の内容及びその回答内容については、市ホームページに掲載する。

(2)審査に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、以下の書類を 末尾記載の事務局まで提出すること。

① 参加申込書類(受付期間 令和4年6月10日(金)から 6月20日(月)まで)

● 「5 参加資格」のAに該当する者

- ・参加表明書(様式2)
- ・業務実績書(様式4)

●「5 参加資格」のBに該当する者

- ・参加表明書(様式2)
- ・業務実績書(様式4)
- ・会社概要(様式任意、パンフレット等でも可)
- 誓約書(様式3)
- ・納税証明書等(国税、県税及び市税(市内事業者及び市内に支店等がある事業者である場合)の滞納がないことを証明する書類)※提出日の直近3ヶ月以内のもの
- ・暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(別紙2)
- ② 企画提案書類(受付期間 令和4年6月10日(金)から 7月6日(水)まで)
 - 1) 企画提案書(A4判:様式任意)
 - ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入すること。
 - ・提案する YouTuber の発信力、視聴者層について記載すること。また、本業務で 発信する YouTube 動画の閲覧期待回数と、それを達成するための取り組みがわ かるように作成すること。
 - 2) 業務行程表 (A4判:様式任意)
 - 3) 見積書(内訳書添付)
 - ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。 ※ 提出部数 正本1部、副本8部(副本は複写でも可)
 - 4) 提案金額の上限
 - ・提案金額は <u>5,000 千円 (消費税込み) を上限</u>とする。
- (3) 本プロポーザルの全般に係る留意事項
 - ① 参加希望者1法人につき、提案は1件とする。
 - ② 提出された書類は返却しない。
 - ③ 本プロポーザルに係る費用は、全て参加希望者の負担とする。
 - ④ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
 - ⑤ 提出された書類を公表する場合、その写しを作成し使用することができるもの とする。
 - ⑥ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式5)を提出すること。
 - ⑦ 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ・申請書類の提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし申請書類に軽微な不 備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認めることとする。
 - ・参加資格を満たさない者から提出された場合
 - ・申請書類に虚偽又は不正があった場合
 - ・上限額を超える金額を提案した場合

- ・この募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又はその関係者に プロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- ・その他、法令違反の行為があり審査結果に影響を与えられる恐れのある場合

(4) 受注者の決定

① 評価

- 1) 評価は企画提案書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。市が設置する選定 審査委員会が評価基準表(別紙3)により審査を行い、優先交渉権者(及び次点者) を選定する。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、プレゼンテーション審 査をオンライン形式で開催する。
- 2) 選定審査委員会の委員(以下「委員」という。)1名あたり、100点満点による評価とする。ただし60点を基準点とし、委員の過半数の評価が基準点に満たない場合は 失格とする。

② 評価項目

別紙3「評価基準表」のとおり。

- ③ 優先交渉権及び交渉順位の決定
 - 1) 選定審査委員会は、各委員の採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。各委員の採点の合計点が同じ場合には、最高得点をつけた委員の数が多い方を優先交渉権者とする。
 - 2) 参加希望者が1事業者のみの場合は、委員の過半数の評価が基準点を満たしている場合に限り、当該事業者を優先交渉権者に決定する。
 - 3)審査結果は、選定後速やかに全参加事業者に対し「串間市SNS活用観光情報発信業務委託プロポーザル審査結果通知書(様式6)」により文書をもって通知する。 なお、点数等の開示は行わないものとする。
 - 4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

④ 受注者の決定

市は、③で決定された優先交渉権者と協議を行い、随意契約の手続きを行うものとする。なお、当該交渉が不調のときには、③により選定された次の順位者と随意契約の協議を行うものとする。

8 事務局 (問合せ先)

〒888-8555 串間市大字西方5550番地

串間市役所商工観光スポーツランド推進課 担当:内田

電話:0987-72-1111 (内線268) FAX:0987-72-6727

Email: kanko@city.kushima.lg.jp